

# 株 主 各 位

東京都渋谷区元代々木町30番13号

株式会社デジタルプラス  
代表取締役  
社 長 菊 池 誠 晃

## 第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面による事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年12月19日（月曜日）午後7時までにご到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

1. 日 時 2022年12月20日（火曜日）午後3時00分
  2. 場 所 東京都渋谷区渋谷2-12-15 日本薬学会長井記念館  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第18期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第18期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- |       |                            |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件                   |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役2名選任の件          |

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当社定款第15条の定めにより、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。但し、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://digital-plus.co.jp/irnews/>) に掲載させていただきます。
- ◎株主総会までの新型コロナウイルスの感染状況に応じ、当社は必要な感染防止策を行います。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、同じくインターネット上の当社ウェブサイト (<https://digital-plus.co.jp/irnews/>) においてお知らせいたしますのでご確認ください。
- ◎会場内の社会的距離の確保に伴い、席数が限定的となりますため、ご来場いただきましても議場へご入場いただけないケースがありますことを予めご了承ください。

(添付書類)

# 事業報告

( 2021年10月1日から  
2022年9月30日まで )

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度（2021年10月1日～2022年9月30日）におけるわが国の経済は、2021年10月1日より全国的に緊急事態宣言が解除され、個人の行動制限の緩和により日本経済に回復の光が差し始めたように思われたところ、変異株の世界的拡大などにより、予断の許さない一進一退の状況が続いておりました。その後、上半期後半へ進むにあたり感染者が減少し、経済活動と感染予防対策の両立が進み、回復傾向と予測されておりましたが、ウクライナ情勢の悪化・長期化、物価上昇などの世界情勢の影響から予断を許さない状態が続いており、依然として先行き不透明な状況が続いております。また、全国旅行支援の開始や水際対策の緩和など、経済対策を行うも、海外旅行客の割合を多く占めていた中国のゼロコロナ政策が続く以上、大幅な回復は見込めないと予測されているなど、今後も世界情勢の影響が大きく日本経済に影響してくることが考えられます。

他方、新型コロナウイルスの影響により、在宅時間が増え、人との接触を回避する行動を余儀なくされていたことから、人々のライフスタイルが徐々に変化し、インターネットで気軽に楽しめる動画配信サービスなどのデジタルコンテンツのサービスの利用が主流となるほか、非接触という価値を持つ多くのキャッシュレスサービスが推進されるなど、一般消費者が利用するサービスにおいても大きな変化をもたらしました。また、企業のデジタル化も取り組みが推進されるなど、国内のIT市場は2022年に昨年度を上回る見込みと予測されているなど回復傾向にあります。

当社グループを取り巻く市場においては、引き続きインターネット広告の成長は顕著であり、巣ごもり需要によりEC市場が成長したこと、及び一般消費者のネット通販利用の増加などによる、社会全体の急速なデジタル化を受け、インターネット広告へのシフトが進み、2021年度のインターネット広告市場は前年度から更なる成長を遂げて、2兆7,052億円に到達、マスコミ四媒体の広告費の総計2兆4,538億円を上回る結果となりました。また、巣ごもり需要により動画コンテンツの利用増加から、動画広告の市場が拡大、インターネット上のコミュニケーションを活用したSNS広告の市場拡大など、引き続きの成長を見込んでおり、今後も更なる市場の拡大が予想されております。

また、フィンテック市場におきましては、コロナ禍によるライフスタイルの変

化から、非接触であるキャッシュレス決済が浸透し、スマートフォンを利用した支払いが日常生活に浸透している昨今、モバイル決済の更なる拡大が見込まれており、2025年度のキャッシュレス決済市場は約153兆円まで拡大すると予測されております。経済産業省も将来的には世界水準の80%まで上昇させることを目指し、一部の調査においては9割以上がキャッシュレス決済を利用すると回答しているなど、国内のキャッシュレス決済の市場は成長の兆しを見せており、今後のフィンテック市場においても大きく影響することが考えられます。また、デジタル給与払いの解禁予定や、ブロックチェーン技術を活用したサービスを提供する企業が世界的に増加するなど、フィンテック市場を後押し、更なる成長が見込まれると考えられております。

このような状況において、当社グループは10年後も成長し続ける生産性の高い新たな事業モデルの創出を目的とするGAFAMEDIA戦略を推進する「GAFAMEDIA事業」、コロナ禍における非接触型マーケティング支援ツールとしてデジタルギフト<sup>®</sup>のサービスを中心に展開する「フィンテック事業」の2つの事業を中心に展開しております。GAFAMEDIA戦略においては、成長市場に当社の保有するテクノロジー、リソースをかけあわせ、高い収益性を実現する新たな事業モデルの構築を目指し、メディア買収、メディア運営、及びメディアの新規立ち上げを行っております。フィンテック事業においては、加速するDX化の波を受けオンライン上ですべてのフローに対応できるデジタルギフト<sup>®</sup>サービスを中心として、マーケティング分野におけるDX支援サービスを推進しております。

当連結会計年度におきましては、Afterコロナに適応したサービス展開を推進すべく、「GAFAMEDIA事業」「フィンテック事業」の2つのセグメントを中心として、積極的に資金・人材の投資を行い、利益最大化を実現すべく、事業強化を推進しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は623,885千円（前年同期比105.8%増）、営業利益は3,213千円（前年同期は営業損失133,941千円）、経常損失は1,559千円（前年同期は経常損失128,391千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は179,638千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益33,389千円）となりました。

セグメント別の業績は次の通りです。

#### a. GAFAMEDIA事業

10年後も成長し続ける生産性の高い新たな事業モデル創出を目的として、インターネット分野の成長を牽引するGAFATRAFFICを活用した利益性の高い新規メディア事業の買収、立ち上げを推進してまいりました。当連結会計年度におきましては、買収したメディアに加えて、新たなメディアを自社で立ち上げ、運営を開始するなど順調に推移しておりましたが、第3四半期において外部環境の変化や、コロナ緩和の影響により、主要メディアの売上成長率が一時的に鈍化傾向となるも、買収した4つのメディアを中心に事業運営の安定化を推

進してまいりました。結果として、メディア買収当初に掲げていた目標である、EBITDA率の向上によるキャッシュフローの改善を実現し、当社グループの中心的な事業のひとつとして大きく貢献いたしました。

しかしながら、事業の特性上、マクロ環境を含む外部環境の影響が事業のKPIに直接的に与える影響が大きく、事業運営のコントロールが容易でない局面が発生する可能性を無視できないと考え、より安定した経営環境と絶対的な利益成長を実現することができる事業に一定程度置き換えていくことは不可避であると判断し、GAFAMEDIA事業が運営する「すーちゃんモバイル比較」、「漫画大陸」及び「脱毛ドコイコ」を事業譲渡することを決定いたしました。今後、GAFAMEDIA事業においてはメディア運営のコンサルティングに加え、マーケティング機能を拡張していき、収益チャネルとしての強化を図ることはもちろん、フィンテック事業とのシナジーも活かして全社におけるマーケティング基盤としての成長を目指してまいります。

以上の結果、GAFAMEDIA事業の売上高は442,040千円（前年同期比96.6%増）、セグメント利益259,932千円（前年同期比144.4%増）となりました。

## b. フィンテック事業

国内のキャッシュレス化の浸透、在宅ワークの拡大、副業解禁などにより個人の稼ぎ方がより多様化する社会的背景の中で、現金以上に価値のあるポイントが利用できる報酬支払インフラの構築を目指し、事業を運営してまいりました。当連結会計年度においては、提供を開始したデジタルギフト®（旧：RealPayギフト）において、サービス強化を実施すべくプロダクト開発を推進し、10兆円とも言われている国内ギフト市場に向けたサービスの認知度向上を図るべく「デジタルギフト®」の商標の取得を契機として、2022年1月11日付けでサービス名を「デジタルギフト®」に変更することを公表し、さらに事業成長を目的としたサービス強化を実施するためシステム投資を実施し、サービスをサブスクリプション型へとシフトいたしました。

サービス変更後の目標として、登録アカウントを1,000件に到達させるべく、展示会を中心とした営業活動を強化し、積極的に人材に投資し、また代理店契約の推進を行うなど、営業活動強化の動きを積極的に行った結果、目標として掲げていた登録アカウント1,000件を突破することに成功いたしました。

今後も加速するDX化の波を受け、デジタルギフト®を軸としたマーケティング分野におけるDX支援サービスを更に推進し、サービスの質の向上に向けた取組を実施し、事業成長を推進してまいります。

以上の結果、フィンテック事業の売上高は181,845千円（前年同期比132.2%増）、セグメント利益は24,156千円（前年同期比31.9%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、当社は、2021年11月12日開催の取締役会において、資本業務提携を行い、94,923千円を調達しております。また、当社が2020年12月14日に発行した第8回新株予約権（行使価額修正条項付）の権利行使が2021年11月22日付けで行われ、120,000千円を調達しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当社は、2022年9月30日開催の取締役会において、株式会社プルチーノに対して当社が運営する「漫画大陸」及び「脱毛ドコイコ」を譲渡することについて決議し、同日付で事業の譲渡をいたしました。

当社は、2022年9月30日開催の取締役会において、アルファインターナショナル株式会社に対して当社が運営する「すーちゃんモバイル比較」を譲渡することについて決議し、同日付で事業の譲渡をいたしました。

⑤ 他の会社の事業の譲受の状況

当社は、2022年2月28日開催の取締役会において、株式会社クラブツが運営するフィンテック・メディア事業である「クレジットカードマイスター」を譲り受けることについて決議し、2022年3月1日付で事業の譲受をいたしました。

当社は、2022年2月28日開催の取締役会において、アドバンス株式会社が運営するライフスタイル・メディア事業である「脱毛ドコイコ」を譲り受けることについて決議し、2022年3月1日付で事業の譲受をいたしました。但し、「脱毛ドコイコ」につきましては、上記「④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況」のとおり株式会社プルチーノに対して2022年9月30日付で事業譲渡しております。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

2022年6月21日開催の当社取締役会において、当社を承継会社、当社の100％子会社である株式会社REAL FINTECHを分割会社とする吸収分割を行い、株式会社REAL FINTECHが営む事業のうち、GAFAメディア事業に係る事業を承継することを決議し、2022年8月1日付で承継しております。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分状況

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

## (2) 対処すべき課題

当社グループは以下の事項を対処すべき課題として取り組んでまいります。

### ① 既存事業の継続的成長

当社グループが事業を展開する「GAFAMEDIA事業」及び「フィンテック事業」において規模の拡大、プロダクト・仕組化の向上、及びマネタイズの強化を図ることで継続的成長に取り組んでまいります。

### ② 優秀な人材の採用・育成及び雇用の継続

今後の更なる成長にとって、優秀な人材を適時に採用し育成していくことが、重要な課題と認識しております。優秀な人材を採用し育成していくために、企業としての認知度の向上、採用競争力の強化、及びチャレンジする従業員に対しては人材育成を行うための外部ブレイクも活用した積極的な育成を行ってまいります。また、従業員のライフステージや状況に応じて多様な働き方を選択できる人事制度の整備・運用を進めてまいります。

### ③ ブランド知名度の向上

当社グループは、新聞・テレビ・雑誌等のマスメディア向け広告を実施しておりませんが、既存事業の更なる拡大及び競合企業との差別化を図るにあたり、ブランドのより一層の確立が重要であると認識しております。今後は、費用対効果を慎重に検討の上、広告宣伝活動及びプロモーション活動の強化を図ってまいります。

### ④ 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、2017年9月期以降、営業損失を計上する状況が続いておりましたが、2018年9月期より開始した抜本的な経営改革を推し進め、2021年9月期第4四半期連結会計期間（2021年7月1日～9月30日）では、営業利益において10,633千円の黒字化を達成、そして2021年9月期連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益も33,389千円の黒字化を達成と一定の成果を得ることができました。

また、2021年11月22日付の第8回新株予約権の行使により120,000千円の資金を調達したこと及び2021年11月30日付で払込み金額の合計で94,923千円の第三者割当増資を実施したことにより手元の運転資金は拡充されております。

他方、当連結会計年度においては、営業利益は3,213千円となったものの親会社株主に帰属する当期純損失は、特別損失の影響により179,638千円となっております。

しかしながら、当連結会計年度における流動資産合計は、1,313,278千円となる一方、負債合計は623,073千円となり健全な財務体質は維持されており、また、今後の運転資金に必要な現預金を確保しております。

以上のことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

### (3) 財産および損益の状況の推移

区 分	2019年9月期 第15期	2020年9月期 第16期	2021年9月期 第17期	2022年9月期 第18期 (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	2,473,306	586,685	303,217	623,885
経 常 損 失 (△) (千円)	△377,056	△302,766	△128,391	△1,559
親会社株主に帰 属する当期純利 益又は当期純損 失(△) (千円)	△25,388	△523,041	33,389	△179,638
1株当たり当期 純利益又は当期 純損失(△) (円)	△7.40	△152.47	9.73	△49.54
総 資 産 (千円)	2,431,755	1,420,494	1,298,115	1,422,900
純 資 産 (千円)	1,328,265	806,650	840,960	799,827
1株当たり 純 資 産 額 (円)	387.14	234.68	244.40	221.77

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### (4) 重要な親会社および子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社REAL FINTECH	10,000 千円	100.0 %	フィンテック事業

(注) 株式会社REAL FINTECHは2022年10月1日付で株式会社デジタルフィンテックに商号を変更しております。

#### ③ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

#### (5) 主要な事業内容（2022年9月30日現在）

事業	主要サービス
GAFAメディア事業	「オウンド・メディア」、「アライアンス・メディア」等
フィンテック事業	「RealPay」、「デジタルギフト」等

(注) RealPayは2022年10月1日付でデジタルウォレットにサービス名を変更しております。

#### (6) 主要な営業所（2022年9月30日現在）

名称	所在地
当社	東京都渋谷区
株式会社REAL FINTECH	東京都渋谷区

#### (7) 従業員の状況（2022年9月30日現在）

##### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
22名	4名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は含まれておりません。

##### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
17名	7名増	32.3歳	4年9ヶ月

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は含まれておりません。  
2. 当社から子会社への出向者は含まれておりません。



(8) 主要な借入先 (2022年9月30日現在)

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	183,500 千円
株式会社商工組合中央金庫	26,572 千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年9月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 9,700,000株  
(2) 発行済株式の総数 3,590,731株 (自己株式100,169株を除く)  
(3) 株主数 3,058名  
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
菊池誠晃	1,302,200 株	36.26 %
P C 投資事業有限責任組合	403,200 株	11.22 %
福井優	100,000 株	2.78 %
鈴木智博	52,700 株	1.46 %
田中俊彦	38,000 株	1.05 %
笠飯将洋	30,200 株	0.84 %
金子登	24,000 株	0.66 %
宇佐川雅規	23,000 株	0.64 %
宮脇邦人	21,100 株	0.58 %
佐々木亮太	20,000 株	0.55 %

- (注) 1. 当社は、自己株式を100,169株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

## (5) その他会社の株式に関する重要な事項

### ① 第三者割当増資

当社は、2021年11月12日開催の取締役会において、以下のとおり第三者割当増資を行う旨を決議し、実施しております。

発行する株式の種類及び数	普通株式 159,000株
払込金額	1株につき597円
払込金額の総額	94,923,000円
増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額 47,461,500円 増加する資本準備金の額 47,461,500円
払込期日	2021年11月30日
割当先及び割当株式	株式会社ダブルスタンダード 125,600株 株式会社Wiz 16,700株 株式会社リンクエッジ 16,700株
その他	本第三者割当増資については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

### ② 自己株式取得

当社は、2022年6月30日開催の取締役会の決議に基づき、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式取得について、下記のとおり実施しました。

取得した株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	100,000株
株式の取得価額の総額	81,750,200円
取得期間	2022年7月1日～2022年7月20日
取得方法	東京証券取引所における市場買付け (証券会社による投資一任方式)

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名 称	第5回新株予約権 (2013年8月26日発行)
新株予約権の数	3個
保有人数 当社取締役(社外役員を除く)	1名
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式 300株
新株予約権の発行価格	—
新株予約権の行使価額	1個当たり887円※
新株予約権の行使期間	自 2015年8月27日 至 2023年6月26日
新株予約権の主な行使条件	権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役又は監査役もしくは従業員であることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。

※2021年11月12日開催の取締役会において、決議した第三者割当増資の払込金額が第5回新株予約権の行使価額を下回っていたことから行使価額を調整しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等  
該当事項はありません。

(3) その他会社の新株予約権等に関する重要な事項

① 第10回新株予約権(有償ストックオプション)

決議年月日	2022年5月10日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社代表取締役 1名 当社役員 5名 当社連結子会社役員 2名 当社従業員 16名
新株予約権の数※	2,500個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数※	普通株式 250,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額※	749円(注)2
新株予約権の行使期間※	2022年6月1日～2027年5月31日

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額※	発行価格 749円 資本組入額 374円50銭
新株予約権の行使の条件※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 4

※新株予約権の発行時（2022年5月31日）における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株}}{\text{当たり払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値（以下「株価終値」という。）が一度でも下記 (a) 乃至 (c) に掲げる条件を満たした場合、各号に掲げる割合を上限として本新株予約権を行使することができる。ただし、本新株予約権の割当日以後に行使価額が調整された場合には発行要項に基づき適切に調整されるものとする。
- (a) 株価終値が1,208円を上回った場合：33%
- (b) 株価終値が1,510円を上回った場合：67%
- (c) 株価終値が3,000円を上回った場合：100%
- ② 上記①にかかわらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社株価の終値が5取引日連続して行使価額に50%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
- (a) 当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (b) その他上記に準じ、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 新株予約権者が当社及び当社グループの役員又は従業員の地位を喪失した場合、又はこれらの地位を有しない者に本新株予約権を譲渡したときは、当該譲受人を含め本新株予約権を行使できないものとする。但し、新株予約権者が当社及び当社グループの役員又は従業員の地位を喪失する前、又は、これらの地位を

有しない者に譲渡する前に、取締役会の決議で、新株予約権者又は譲受人が本新株予約権を保有することを承認した場合には、この限りでない。

- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### 4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
「新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ その他新株予約権の行使の条件  
「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件  
「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。
- ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

② 第8回新株予約権の取得及び消却

当社は、2021年11月12日開催の取締役会において、2020年12月14日付けでマッコーリー・バンク・リミテッドとの間で締結した「株式会社リアルワールド第8回及び第9回新株予約権買取契約証書」に定める「第8回新株予約権発行要項」の「14. 本新株予約権の取得」に基づき、2020年12月14日付けで付与した第8回新株予約権のうち取得日（2021年12月7日）に残存する全ての第8回新株予約権を当社が取得し、消却する旨の決議をしております。

③ 第9回新株予約権の取得及び消却

当社は、2021年11月26日開催の取締役会において、2020年12月14日付けでマッコーリー・バンク・リミテッドとの間で締結した「株式会社リアルワールド第8回及び第9回新株予約権買取契約証書」に定める「第9回新株予約権発行要項」の「14. 本新株予約権の取得」に基づき、2021年12月20日付けで付与した第8回新株予約権のうち取得日（2021年12月20日）に残存する全ての第9回新株予約権を当社が取得し、消却する旨の決議をしております。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等 (2022年9月30日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	菊池誠晃	フィンテック事業管掌
取締役	千葉博文	GAFAMEDIA事業管掌
取締役 (監査等委員)	半谷智之	株式会社GameWith 社外監査役
取締役 (監査等委員)	能勢元	東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社 代表取締役
取締役 (監査等委員)	大塚和成	OMM法律事務所 弁護士
取締役 (監査等委員)	杉山直也	株式会社ケイジャーズ 代表取締役 SATORI株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 半谷智之氏、能勢元氏、大塚和成氏及び杉山直也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定は必要としないことから、常勤の監査等委員を選定していません。
3. 取締役 (監査等委員) 能勢元氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

##### (2) 当事業年度中に辞任した取締役

該当事項はありません。

##### (3) 取締役の報酬等の総額

取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)		取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)		計	
人数	金額	人数	金額	人数	金額
2名 (一名)	53,100千円 (一十千円)	4名 (4名)	9,600千円 (9,600千円)	6名 (4名)	62,700千円 (9,600千円)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員を除く) に対する報酬限度額は、2016年12月22日開催の第12回定時株主総会において、年額200,000千円以内 (うち社外取締役分は年額30,000千円以内) と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名 (うち社外取締役2名) です。
2. 取締役 (監査等委員) に対する報酬限度額は、2016年12月22日開催の第12回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は3名です。
3. 2021年12月21日開催の取締役会において、取締役 (監査等委員を除く。) のそれぞれの報酬については、代表取締役社長 菊池誠晃 (フィンテック事業管掌) に一任する旨を決議しております。理由は、各取締役の評価については、代表取締役に一任することが最適であると判断したからであります。

#### (4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。なお、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

##### ①基本方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬として、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

##### ②基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、各役員役職、役割、及び会社の業績、担当業務の内容、貢献、実績等を踏まえて決定するものとしております。

##### ③取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会又は取締役会決議で委任を受けた代表取締役社長が、その具体的内容を決定するものとしております。

#### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

#### (6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の全役員(執行役員を含む。)を対象として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料を全額当社が負担しております。本契約は、取締役(監査等委員である取締役を含む。)などの個人被保険者がその地位に基づいて行った行為(不作為を含みます。)に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用(保険契約において定められた一定の免責事由に該当するものは除く)を補償するものであります。



## (7) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
社外取締役 (監査等委員)	半谷智之	株式会社 GameWith	社外監査役	当社と株式会社GameWithとの間に重要な取引その他の関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	能勢元	東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社	代表取締役	当社と東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	大塚和成	OMM法律事務所	弁護士	当社とOMM法律事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	杉山直也	株式会社ケイジャーズ	代表取締役	当社と株式会社ケイジャーズとの間に重要な取引その他の関係はありません。
		SATORI株式会社	社外監査役	当社とSATORI株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	半谷智之	当事業年度開催の取締役会15回すべてに、また、監査等委員会12回すべてに出席し、投資実務を中心としたこれまでの経験と幅広い見識に基づき、意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、適宜発言を行うことで、経営を適切に監督する役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	能勢元	当事業年度開催の取締役会15回すべてに、また、監査等委員会12回すべてに出席し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、会計に関する専門知識及び経営に関する幅広い見識に基づき、意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、適宜発言を行うことで、経営を適切に監督する役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	大塚和成	当事業年度開催の取締役会15回すべてに、また、監査等委員会12回すべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、法律に関する専門知識及び経営に関する幅広い見識に基づき、意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、適宜発言を行うことで、経営を適切に監督する役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	杉山直也	当事業年度開催の取締役会15回すべてに、また、監査等委員会12回すべてに出席し、経営者としての豊富な経験及び幅広い見識に基づき、意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、適宜発言を行うことで、経営を適切に監督する役割を果たしております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

P w C 京都監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①報酬等の額	31,850千円
②当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	31,850千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等を総合的に勘案し必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の非監査業務として、国際財務報告基準（IFRS）への移行に関する助言業務を委託しております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、会計監査人による適正な監査の遂行が困難である場合等、その必要があると判断した場合には、監査等委員会が会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

当社は、将来の事業展開などを総合的に勘案しつつ、株主各位に対する利益還元である配当と事業機会に即応できる体質強化のための内部留保、そして経営活性化のための役員及び従業員へのインセンティブにも留意し、適正な利益配分を実施することを基本方針としております。また、剰余金の配当を行う場合、期末配当を基本方針としております。

## 7. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

内部統制システムの基本方針に関する決議の概要は、以下のとおりであります。

- (1) **当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
  - ① 当社は、取締役及び使用人が、コンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行う。
  - ② 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
  - ③ 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
  - ④ 監査等委員会は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。
  - ⑤ 内部通報マニュアルを定め、法令上疑義のある行為等について社内外からの情報の確保に努める。
  - ⑥ 取締役及び使用人の法令違反については、就業規則等に基づき、人事委員会による処罰の対象とする。
- (2) **当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**
  - ① 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理する。
  - ② 情報管理規程を定め、情報資産の保護・管理を行う。
- (3) **当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
  - ① 取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統一的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。
  - ② 災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、事業継続計画を策定する。
- (4) **当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
  - ① 取締役会は定款及び取締役会規程に基づき運営し、月次で定時開催し、または必要に応じて随時開催する。
  - ② 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に業務を執行する。
  - ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、職務分掌規程及び職務権限規程を制定する。
- (5) **当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
  - ① 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立する。

- ② 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営する。
- ③ 個人情報管理責任者を定め、同責任者を中心とする個人情報保護体制を構築し、運営する。

#### **(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
当社は、原則として、当社の取締役または使用人に子会社の取締役または監査役を兼務させ、当該兼務者を通じて子会社の職務の執行状況を当社に定期的に報告させるとともに関係会社管理規程に基づき、その職務の執行状況をモニタリングする。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社は、当社グループ全体のリスク管理規程を策定しグループ全体のリスクマネジメントを実施する。
- ③ 子会社の取締役の職務の執行及び業務が効率的に行われることを確保するための体制  
当社は、子会社の機関設計及び業務執行の体制について、子会社の事業、規模及び当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督するとともに、子会社の意思決定について、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行う。
- ④ 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (i) 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、それぞれの職務権限に従い、グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うように指導する。
  - (ii) 当社の内部監査室が各部門及びグループ各社における内部監査を実施し、業務全般にわたる内部統制の有効性及び妥当性の把握、評価等を行う。

#### **(7) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項**

必要に応じて内部監査室の職員が監査等委員及び監査等委員会の補佐をする。

#### **(8) 前項の使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会からの指示の実効性に関する事項**

- ① 監査等委員会の業務を補助すべき使用人（以下「補助者」という。）の人事異動、人事評価及び懲戒処分については取締役会の協議事項とする。
- ② 補助者が監査等委員会から監査業務に関する指揮命令を受けたときは、これに関して監査等委員以外の取締役及び他の使用人の指揮命令は受けないものとする。

- (9) 当社の監査等委員以外の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者(以下、本項において「当社及び子会社の取締役等」という。)が当社の監査等委員会に報告するための体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社及び子会社の取締役等は、法定の事項に加え、当社または子会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査等委員会に報告する。
  - ② 当社及び子会社の取締役等は、当社の監査等委員会の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。
  - ③ 当社の監査等委員会は、当社及び子会社の取締役等から得た情報について、第三者に対して報告する義務を負わず、また、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、監査等委員以外の取締役にその理由の開示を求めることができる。
- (10) 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員の職務を執行する上で、必要な費用は、請求により会社が速やかに支払うものとする。
- (11) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員会が毎年策定する監査計画に従い、実効性ある監査を実施できる体制を整える。
  - ② 各部門及びグループ各社は、監査等委員の往査に協力する。
  - ③ 監査等委員は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。
  - ④ 監査等委員は、必要に応じて監査法人と意見交換を行う。
  - ⑤ 監査等委員は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
  - ⑥ 監査等委員は、定期的に会計監査人及び内部監査室と意見交換を行い、連携の強化を図る。

上記の内部統制システムの基本方針について、監査等委員会及び内部監査室における業務監査、並びに財務報告に係る内部統制評価を通じて、内部統制システムの有効性を随時モニタリングしております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	1,313,278	<b>流動負債</b>	427,381
現金及び預金	921,172	契約負債	70,303
売掛金	77,631	1年内返済予定の長期借入金	76,284
契約資産	852	未払金	87,395
貯蔵品	22,628	未払法人税等	33,559
未収入金	232,033	預り金	115,516
その他	58,959	その他	44,322
<b>固定資産</b>	109,622	<b>固定負債</b>	195,691
<b>有形固定資産</b>	1,680	長期借入金	133,788
建物	587	その他	61,903
その他	1,092	<b>負債合計</b>	623,073
<b>無形固定資産</b>	49,123	<b>純 資 産 の 部</b>	
ソフトウェア	36,911	<b>株 主 資 本</b>	793,221
その他	12,211	資本金	10,576
<b>投資その他の資産</b>	58,819	資本剰余金	1,734,897
投資有価証券	23,788	利益剰余金	△870,270
その他	35,030	自己株式	△81,982
		<b>その他の包括利益累計額</b>	3,108
		その他有価証券評価差額金	3,108
		<b>新株予約権</b>	3,497
		<b>純資産合計</b>	799,827
<b>資産合計</b>	1,422,900	<b>負債及び純資産合計</b>	1,422,900

# 連 結 損 益 計 算 書

( 2021年10月1日から  
2022年9月30日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		623,885
売 上 原 価		29,337
売 上 総 利 益		594,548
販売費及び一般管理費		591,335
営 業 利 益		3,213
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	406	
そ の 他	46	452
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,044	
支 払 手 数 料	648	
投資有価証券評価損	927	
支 払 補 償 費	1,500	
そ の 他	105	5,225
経 常 損 失		1,559
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	303	
減 損 損 失	144,216	144,520
税金等調整前当期純損失		146,079
法人税、住民税及び事業税	33,559	33,559
当 期 純 損 失		179,638
親会社株主に帰属する当期純損失		179,638

## 連結株主資本等変動計算書

( 2021年10月1日から  
2022年9月30日まで )

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本金 剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	50,000	1,479,225	△690,631	△197	838,396
当期変動額					
減資	△147,547	147,547	—	—	—
新株の発行	108,124	108,124	—	—	216,248
親会社株主に帰属 する当期純損失	—	—	△179,638	—	△179,638
自己株式の取得	—	—	—	△81,784	△81,784
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	△39,423	255,671	△179,638	△81,784	△45,175
当期末残高	10,576	1,734,897	△870,270	△81,982	793,221

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	その他の包 括利益累計 額合計		
当期首残高	△4	△4	2,568	840,960
当期変動額				
減資	—	—	—	—
新株の発行	—	—	—	216,248
親会社株主に帰属 する当期純損失	—	—	—	△179,638
自己株式の取得	—	—	—	△81,784
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	3,113	3,113	929	4,042
当期変動額合計	3,113	3,113	929	△41,133
当期末残高	3,108	3,108	3,497	799,827



## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 1社  
連結子会社の名称  
株式会社REAL FINTECH

#### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称  
該当事項はありません。

- (2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称  
該当事項はありません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

###### ①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

… 移動平均法による原価法

なお、投資事業組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

###### ②棚卸資産

仕掛品

… 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品

… 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産 … 定率法

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに  
2016年4月1日以降に取得した建物附属設備  
及び構築物は定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～18年

その他 4～20年

②無形固定資産 … 定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）  
に基づく定額法を採用しております。

商標権については、定額法（10年）を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般  
債権については貸倒実績率により、貸倒懸念  
債権等特定の債権については個別に回収可能  
性を検討し、回収不能見込額を計上しており  
ます。

②株主優待引当金

… 株主優待制度に基づく費用の発生に備えるた  
め、翌連結会計年度以降において発生すると  
見込まれる額を計上しております。

(4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は決算日直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、いずれの取引も履行義務を充足してから概ね1年以内取引の対価は受領しており、取引価格に重要な金融要素は含まれておりません。

①オウンド・メディア

オウンド・メディアサービスは、顧客であるASP会社との規約に基づき、当社グループが運営するwebメディアを介してweb閲覧者をASP会社と契約している広告主のwebサイトに送客し、web閲覧者が広告主のwebサイトにて物品購入やサービス申込等を行った成果として、取引対価（単価×成約数）を収受しております。メディアアフィリエイトサービスの履行義務は、当社グループが運営するwebサイトを介して送客したweb閲覧者が広告主のwebサイトにて物品購入やサービス申込等を行うことであり、web閲覧者が広告主のwebサイトにて物品購入やサービス申込等を行った時点で履行義務が充足されると判断し、その一時点で収益を認識しております。

②アライアンス・メディア

アライアンス・メディアサービスは、クライアント企業との契約に基づき、当社グループが契約するドメインで公開されているwebメディア運営をクライアント企業に委託し、当該webメディアを介してweb閲覧者がASP会社と契約している広告主のwebサイトに送客され、web閲覧者が広告主のwebサイトにて物品購入やサービス申込等を行った成果をクライアント企業が収受した結果の委託対価として、取引対価（単価×成約数）を収受しております。アライアンス・メディアサービスの履行義務は、当社グループが契約するドメインで公開されているwebサイトを介して送客されたweb閲覧者が広告主のwebサイトにて物品購入やサービス申込等を行った成果をクライアント企業が収受することであり、クライアント企業が成果を収受した時点で履行義務が充足されると判断し、その一時点で収益を認識しております。

③デジタルウォレット

デジタルウォレット交換サービスは、顧客であるデジタルウォレット会員との規約に基づき、デジタルウォレット会員の交換申請により保有するポイントを希望する電子マネー、現金、ポイント、ギフト、商品券、投資・仮想通貨（以下、「電子マネー等」という。）に交換し、手数料を収受しております。デジタルウォレット交換サービスの履行義務は、デジタルウォレット会員の交換申請に基づき、保有するポイントを交換することであり、デジタルウォレット会員が交換先

の電子マネー等を受領した時点で履行義務が充足されると判断し、その一時点で収益を認識しております。

#### ④デジタルギフト

デジタルギフトサービスは主に、デジタルギフト発行サービスとデジタルギフト月額サービスがあります。

デジタルギフト発行サービスは、顧客であるクライアント企業との契約に基づき、クライアント企業に配布用デジタルギフトコードを発行し、手数料を収受しております。クライアント企業は販売促進活動等の一環として発行されたデジタルギフトコードをユーザー等に配布しております。デジタルギフト発行サービスの履行義務は、クライアント企業に対してデジタルギフトコードを発行することであり、クライアント企業がデジタルギフトコードを受領した時点で履行義務が充足されると判断し、その一時点で収益を認識しております。

デジタルギフト月額サービスは、顧客であるクライアント企業との契約に基づき、クライアント企業がデジタルギフトサービスを利用できる環境を提供し、月額基本料金を収受しております。クライアント企業は、販売促進活動等の一環としてデジタルギフト環境を活用し、ユーザー等にデジタルギフトを配布しております。デジタルギフト月額サービスの履行義務は、クライアント企業に対してデジタルギフトサービスが利用できる環境を提供することであり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると考えられるため、契約期間にわたり収益を認識しております。

#### (6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5年間で均等償却しております。

## 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当該会計基準の適用による当連結会計年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

## 重要な会計上の見積りに関する注記

(フィンテック事業に係るソフトウェアの評価)

### 1. 当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額

ソフトウェア	36,911千円
ソフトウェア仮勘定	10,295千円

### 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ① 算出方法

フィンテック事業では、将来の収益獲得又は費用削減が確実と認められる場合に無形固定資産に計上し、利用可能期間(5年)にわたって償却しておりますが、新規サービスの開発プロジェクトに関して当初策定した事業計画の売上高や損益と比較して大幅に下方に乖離する場合や翌期以降の見込みが明らかにマイナスの場合は、減損の兆候があると判断し、対象資産の割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。減損兆候の判定にあたり、一部の資産グループは営業活動から生ずる損益が継続的なマイナスであり、減損の兆候ありと判定しておりますが、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を上回っていることから、減損損失を認識していません。

#### ② 主要な仮定

割引前キャッシュ・フローは翌期以降の事業計画を基に算出しております。翌期以降の事業計画の策定にあたっては、過去実績及び市場成長率に基づいた受注率、件数、単価、継続率などの各指標を設定し、売上高を算出し、営業費用は過去実績による推移などから算出しております。

#### ③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

上記の仮定は、直近までのサービスの運用に伴う損益実績や、実行可能性の高い今後の施策等を加味して策定されておりますが、顧客の需要動向や競争環境の変化などにより影響を受ける可能性があり、実際に発生した金額が見積りと大きく乖離する場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、減損損失を計上する可能性があります。

## 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

8,245千円

## 連結損益計算書に関する注記

### 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

#### (1) 減損損失を認識した資産グループの概要

場所	用途	種類	金額 (千円)
東京都渋谷区	その他	のれん	144,216

#### (2) 減損損失の認識に至った経緯

のれんについては、経営環境の変化により、投資額の回収が困難と認められるため、当該資産の回収可能価額を使用価値として測定した結果、帳簿価額を回収可能価額（0円）まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。

#### (3) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、管理会計上の区分をグルーピングの単位としております。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 末の株式数 (株)
普通株式	3,430,600	260,300	—	3,690,900

(変動理由の概要)

増加は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権の行使による増加（100,000株）及び資本業務提携による第三者割当増資による増加（159,000株）、新株予約権の行使による増加（1,300株）であります。

### 2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 末の株式数 (株)
普通株式	139	100,030	—	100,169

(変動理由の概要)

増加は、取締役会決議に基づく市場買付による取得（100,000株）及び単元未満株式の買取請求による取得（30株）であります。

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

### 4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 594,300株

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクにさらされております。敷金及び保証金は、主として本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクにさらされておりますが、契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

営業債務である未払金及び未払法人税等は1年以内の支払期日であります。借入金金は主に運転資金の調達を目的としたものであり、流動性リスクにさらされております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
売掛金	77,631	77,631	—
未収入金	232,033	232,033	—
敷金及び保証金	26,620	26,549	△71
資産計	336,284	336,213	△71
未払金	87,395	87,395	—
未払法人税等	33,559	33,559	—
長期借入金 (注)2	210,072	206,000	△4,071
負債計	331,026	326,955	△4,071

- (注) 1. 現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
2. 長期借入金の連結貸借対照表計上額及び時価は、1年内返済予定の長期借入金の金額を含んでおります。
3. 市場価格のない株式等である投資有価証券（連結貸借対照表計上額23,788千円）は、上記算定対象に含めておりません。



3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	—	77,631	—	77,631
未収入金	—	232,033	—	232,033
敷金及び保証金	—	26,549	—	26,549
資産計	—	336,213	—	336,213
未払金	—	87,395	—	87,395
未払法人税等	—	33,559	—	33,559
長期借入金	—	206,000	—	206,000
負債計	—	326,955	—	326,955

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

売掛金及び未収入金の時価については、一定期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金の時価については、返還予定時期を合理的に見積り、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

未払金及び未払法人税等の時価については、一定期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金の時価については、契約上の利息支払予定時期及び元本返済予定時期の将来キャッシュ・フローを直近の借入利率で割引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	GAFAMEDIA事業	フィンテック事業	
オウンド・メディア	343,842	—	343,842
アライアンス・メディア	98,015	—	98,015
デジタルウォレット	—	102,794	102,794
デジタルギフト	—	79,051	79,051
その他	181	—	181
顧客との契約から生じる収益	442,040	181,845	623,885
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	442,040	181,845	623,885

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

	金額
	千円
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	45,927
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	77,631
契約資産 (期首残高)	—
契約資産 (期末残高)	852
契約負債 (期首残高)	40,804
契約負債 (期末残高)	132,207

契約資産は、顧客との契約について期末日時点で完了しているが未請求の履行義務に係る対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度期首時点で保有していた契約負債に関しては、主に当連結会計年度の収益として認識しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の見込まれる期間は以下のとおりであります。なお、当社グループは、実務上の便法を適用し、当初の予想残存期間が1年以内の残存履行義務に関する情報の開示を省略しております。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	30,951
1年超2年以内	30,951
2年超3年以内	30,951
合計	92,855

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	221円77銭
1株当たり当期純損失金額	49円54銭

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純損失	179,638千円
普通株主に帰属しない金額	－千円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失	179,638千円
普通株式の期中平均株式数	3,626,348株

# 貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	1,422,939	<b>流動負債</b>	598,143
現金及び預金	751,860	買掛金	7,365
売掛金	86,486	契約負債	74,903
契約資産	852	1年内返済予定の長期借入金	76,284
貯蔵品	22,628	未払金	298,273
短期貸付金	124,961	未払法人税等	950
未収入金	447,887	預り金	107,408
その他	53,409	株主優待引当金	4,437
貸倒引当金	△65,147	その他	28,521
<b>固定資産</b>	41,210	<b>固定負債</b>	195,691
<b>有形固定資産</b>	1,680	長期借入金	133,788
建物	587	その他	61,903
工具、器具及び備品	1,092	<b>負債合計</b>	<b>793,835</b>
<b>無形固定資産</b>	2,614	<b>純 資 産 の 部</b>	
ソフトウェア	0	<b>株 主 資 本</b>	666,816
商標権	1,915	資本金	10,576
その他	698	資本剰余金	1,833,304
<b>投資その他の資産</b>	36,916	資本準備金	10,576
投資有価証券	9,485	その他資本剰余金	1,822,728
関係会社株式	0	<b>利益剰余金</b>	△1,095,082
長期前払費用	810	その他利益剰余金	△1,095,082
その他	26,620	繰越利益剰余金	△1,095,082
		自己株式	△81,982
		新株予約権	3,497
		<b>純資産合計</b>	<b>670,314</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,464,149</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>1,464,149</b>

# 損 益 計 算 書

( 2021年10月1日から  
2022年9月30日まで )

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		263,853
売 上 原 価		2,041
売 上 総 利 益		261,811
販売費及び一般管理費		400,084
営 業 損 失		138,273
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	2,383	
貸倒引当金戻入益	77,835	
そ の 他	45	80,264
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,044	
支 払 手 数 料	648	
支 払 補 償 費	1,500	
投資有価証券評価損	927	
そ の 他	105	5,225
経 常 損 失		63,235
特 別 損 失		
固定資産除却損	303	
減 損 損 失	144,216	144,520
税引前当期純損失		207,755
法人税、住民税及び事業税	950	950
当 期 純 損 失		208,705

# 株主資本等変動計算書

( 2021年10月1日から  
2022年9月30日まで )

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金計
当期首残高	50,000	50,000	1,527,633	1,577,633	△886,377	△886,377
当期変動額						
減資	△147,547	△147,547	295,095	147,547	—	—
新株の発行	108,124	108,124	—	108,124	—	—
当期純損失	—	—	—	—	△208,705	△208,705
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	△39,423	△39,423	295,095	255,671	△208,705	△208,705
当期末残高	10,576	10,576	1,822,728	1,833,304	△1,095,082	△1,095,082

	株主資本	株主資本 合計	新株予約権	純資産 合計
	自己株式			
当期首残高	△197	741,058	2,568	743,627
当期変動額				
減資	—	—	—	—
新株の発行	—	216,248	—	216,248
当期純損失	—	△208,705	—	△208,705
自己株式の取得	△81,784	△81,784	—	△81,784
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	—	—	929	929
当期変動額合計	△81,784	△74,242	929	△73,313
当期末残高	△81,982	666,816	3,497	670,314

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券

子会社株式

… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等

… 移動平均法による原価法

なお、投資事業組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### ②棚卸資産

仕掛品

… 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品

… 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

… 定率法

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物

3～18年

工具、器具及び備品

4～20年

##### ②無形固定資産

… 定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

商標権については、定額法（10年）を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### ①貸倒引当金

… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ②株主優待引当金

… 株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。



#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、いずれの取引も履行義務を充足してから概ね1年以内取引の対価は受領しており、取引価格に重要な金融要素は含まれておりません。

##### ①オウンド・メディア

オウンド・メディアサービスは、顧客であるASP会社との規約に基づき、当社グループが運営するwebメディアを介してweb閲覧者をASP会社と契約している広告主のwebサイトに送客し、web閲覧者が広告主のwebサイトにて物品購入やサービス申込等を行った成果として、取引対価（単価×成約数）を収受しております。メディアアフィリエイトサービスの履行義務は、当社グループが運営するwebサイトを介して送客したweb閲覧者が広告主のwebサイトにて物品購入やサービス申込等を行うことであり、web閲覧者が広告主のwebサイトにて物品購入やサービス申込等を行った時点で履行義務が充足されると判断し、その一時点で収益を認識しております。

##### ②アライアンス・メディア

アライアンス・メディアサービスは、クライアント企業との契約に基づき、当社グループが契約するドメインで公開されているwebメディア運営をクライアント企業に委託し、当該webメディアを介してweb閲覧者がASP会社と契約している広告主のwebサイトに送客され、web閲覧者が広告主のwebサイトにて物品購入やサービス申込等を行った成果をクライアント企業が収受した結果の委託対価として、取引対価（単価×成約数）を収受しております。アライアンス・メディアサービスの履行義務は、当社グループが契約するドメインで公開されているwebサイトを介して送客されたweb閲覧者が広告主のwebサイトにて物品購入やサービス申込等を行った成果をクライアント企業が収受することであり、クライアント企業が成果を収受した時点で履行義務が充足されると判断し、その一時点で収益を認識しております。

##### ③シェアードサービス

グループ会社にシェアードサービスを提供しております。業務受託料は、顧客が一定期間にわたり便益を受けるため、契約期間にわたり定額で収益を認識しております。

#### 5. のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5年間で均等償却しております。

## 会計方針の変更による注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当該会計基準の適用による当事業年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

## 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、「有形固定資産」の「その他」に含めていた「工具、器具及び備品」(前事業年度0千円)及び「無形固定資産」の「その他」に含めていた「商標権」(前事業年度0千円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

## 重要な会計上の見積りに関する注記

翌事業年度の計算書類等に重要な影響を及ぼすリスクがある会計上の見積りはありません。

### 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	8,245 千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	349,670 千円
短期金銭債務	219,374 千円

### 損益計算書に関する注記

#### 関係会社との取引

#### 営業取引による取引高

売上高 48,775 千円

販売費及び一般管理費 △7,751 千円

#### 営業取引以外の取引による取引高

受取利息 2,376 千円

貸倒引当金戻入益 77,835 千円

### 株主資本等変動計算書に関する注記

#### 自己株式に関する事項

#### 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 100,169株

### 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生原因は繰越欠損金等であり、全額について評価性引当額を控除しているため、貸借対照表計上額はゼロとなっております。

## 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 REAL FINTECH	所有 直接 100%	役員の兼任	管理業務の 受託	48,775	売掛金	8,855
						未収入金	215,854
				利息の受取	2,376	短期貸付金	124,961
				吸収分割	112,783	—	—

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方法等

管理業務の受託に係る取引金額は、取引規模を総合的に勘案し交渉の上決定しております。資金の貸付については、貸付利率は実税価格又は一般的な取引条件を参照しつつ交渉により決定しております。

2 株式会社REAL FINTECHへの売掛金・貸付金に対し、65,147千円の貸倒引当金を計上しております。

3 当社を承継会社、株式会社REAL FINTECHを分割会社とする吸収分割を行い、株式会社REAL FINTECHが営む事業のうち、GAFAメディア事業に係る事業を承継しております。

## 収益認識に関する注記

連結注記表の「収益認識に関する注記」と同一であるため、記載を省略しております。

### 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 185円71銭

1 株当たり当期純損失金額 57円55銭

(注) 1 株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純損失	208,705千円
普通株主に帰属しない金額	—千円
普通株式に係る当期純損失	208,705千円
普通株式の期中平均株式数	3,626,348株

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

### 独立監査人の監査報告書

2022年11月24日

株式会社デジタルプラス  
取締役会御中

P w C 京都監査法人  
東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	齋藤 勝彦
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	山本 剛
業 務 執 行 社 員		

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社デジタルプラスの2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デジタルプラス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見を立案の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2022年11月24日

株式会社デジタルプラス  
取締役会御中

P w C 京都監査法人

東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	齋藤 勝彦
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	山本 剛
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社デジタルプラスの2021年10月1日から2022年9月30日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。



計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査報告書

監査等委員会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

(1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と提携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 P w C 京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 P w C 京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月25日

株式会社デジタルプラス 監査等委員会

取締役（監査等委員） 大塚 和 成 ㊟

取締役（監査等委員） 半谷 智 之 ㊟

取締役（監査等委員） 能 勢 元 ㊟

取締役（監査等委員） 杉 山 直 也 ㊟

(注) 取締役（監査等委員）大塚和成、半谷智之、能勢元及び杉山直也は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う経過措置等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) ＜条文省略＞</p> <p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第14条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) ＜現行どおり＞</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p><u>1</u> 2022年9月1日（以下「施行日」という）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p><u>2</u> 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（2名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため取締役2名を増員することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p>きく ち まさ あき 菊池誠晃 (1978年3月25日生)</p>	<p>2001年10月 株式会社サイバーエージェント入社 2004年3月 同社マネージャー就任 2005年3月 株式会社シーエー・キャピタル (現 株式会社サイバーエージェント・ベンチャーズ) 出向 2005年7月 当社設立 代表取締役社長就任(現任)</p> <p>(当社における地位及び担当)</p> <p>代表取締役社長 フィンテック事業管掌</p>	1,302,200株
2	<p>ち ぼ ひろ ふみ 千葉博文 (1990年8月22日生)</p>	<p>2013年4月 当社入社 2018年3月 株式会社リアルX 代表取締役就任 2020年5月 当社執行役員就任 2020年12月 当社取締役就任(現任)</p> <p>(当社における地位及び担当)</p> <p>取締役 GAFAMEDIA事業管掌</p>	200株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
3	<p style="text-align: center;">か   とう   りょう 加 藤   涼 (1980年4月27日生)</p>	<p>2000年4月 中央青山監査法人 2005年11月 モルガン・スタンレー証券株 式会社入社 2009年1月 フォートラベル株式会社 取締 役就任 2010年5月 バークレイズ証券株式会社 入社 2012年9月 コーチ・ジャパン合同会社 入社 2014年9月 S-team合同会社 CIO就任 2016年2月 ユナイテッド&amp;コレクティブ 株式会社 取締役就任 2015年10月 株式会社the GUEST 代表取締 役就任(現任) 2016年9月 株式会社YAP JAPAN 代表取締役就任(現任) 2018年12月 AltGate合同会社代表社員 就任(現任) 2019年6月 インバウンドテクノロジー 株式会社取締役(現任) 2020年12月 当社執行役員CFO 兼 グループ本部長就任(現任) 2022年3月 株式会社bitFlyer 監査等委員 である取締役就任 (現任)</p> <p style="text-align: center;">(当社における地位及び担当)</p> <p style="text-align: center;">執行役員CFO 兼 グループ本部長</p>	—

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
4	さわ ひろ ふみ 澤 博 史 (1969年1月28日生)	2013年4月 ソリッドインテリジェンス 株 式会社 取締役就任(現任) 2018年6月 データセクション株式会社 会 長就任 2018年10月 Tranzax株式会社 社外取締役 就任 2018年10月 株式会社プログレス(現TOKYO BIG HOUSE株式会社)社外取締 役就任(現任) 2018年12月 株式会社Macbee Planet 社外 取締役就任(現任) 2019年3月 エステートテクノロジーズ 株 式会社 代表取締役就任(現 任) 2020年3月 アディッシュ株式会社 社外取締役就任(現任) 2019年10月 株式会社ROBOT PAYMENT 社外取締役就任(現任) 2020年6月 データセクション株式会社 最 高顧問就任(現任)	15,000株
[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 澤博史氏は、企業経営者として、幅広い見識を有しており、当 社の業務執行に対する監督、助言等いただくことを期待し、社 外取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 澤博史氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、現任取締役である候補者各氏を被保険者に含む会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者とその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。各氏の再任及び選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者となります。なお、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。
4. 澤博史氏が社外取締役に選任された場合、当社は同氏との間で、当社の定款に基づき責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とします。

### 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役半谷智之氏、能勢元氏および大塚和成氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、機動的な経営戦略を実現できる体制整備の構築を図るべく、新たに監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	おお つか かず まさ 大塚和成 (1971年1月18日生)	1999年4月 弁護士登録 2005年6月 公益社団法人能楽協会監事就任 2006年4月 明治大学法科大学院非常勤講師(会社法) 2011年7月 二重橋法律事務所開設 代表パートナー就任 2013年6月 株式会社CDG 社外監査役就任 2015年6月 株式会社ユニバーサルエンターテインメント社外取締役就任 2015年6月 日本ハム株式会社 企業価値向上委員会委員就任 2016年6月 UTグループ株式会社 社外取締役就任 2016年12月 当社社外取締役(監査等委員)就任(現任) 2018年2月 OMM法律事務所開設(現任)	—
[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 大塚和成氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏の弁護士としてのこれまでの経験と専門知識ならびに経営に関する幅広い見識を当社の経営に活かしていただけると判断したためであります。			



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	しむらまさゆき 志村正之 (1958年9月7日生)	<p>1982年4月 株式会社三井銀行(現 株式会社三井住友銀行)入行</p> <p>2010年4月 同行執行役員アジア・大洋州本部長就任</p> <p>2015年4月 同行専務執行役員就任</p> <p>2017年5月 三井住友カード株式会社専務執行役員就任</p> <p>2018年6月 同社代表取締役専務執行役員就任</p> <p>2019年7月 株式会社Shimura&amp;Partners代表取締役就任(現任)</p> <p>2019年8月 BASE株式会社社外取締役就任(現任)</p> <p>2020年3月 株式会社bitFlyer Holdings社外取締役就任(現任)</p> <p>2020年12月 メドピア社外取締役就任(現任)</p> <p>2021年4月 株式会社HashPort 社外取締役就任(現任)</p>	—
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]</p> <p>志村正之氏を社外取締役候補者とした理由は、企業の経営、財務活動に対する豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の経営全般に対する助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大塚和成氏及び志村正之氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、現任監査等委員である取締役である候補者を被保険者に含む会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。各氏の再任及び選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者となります。なお、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。
4. 大塚和成氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって6年となります。
5. 当社は、大塚和成氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。大塚和成氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 志村正之氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合、当社は同氏との間で、当社の定款に基づき責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とします。
7. 志村正之氏は略歴のとおり、過去10年において当社の特定関係事業者である株式会社三井住友銀行の業務執行者でありました。

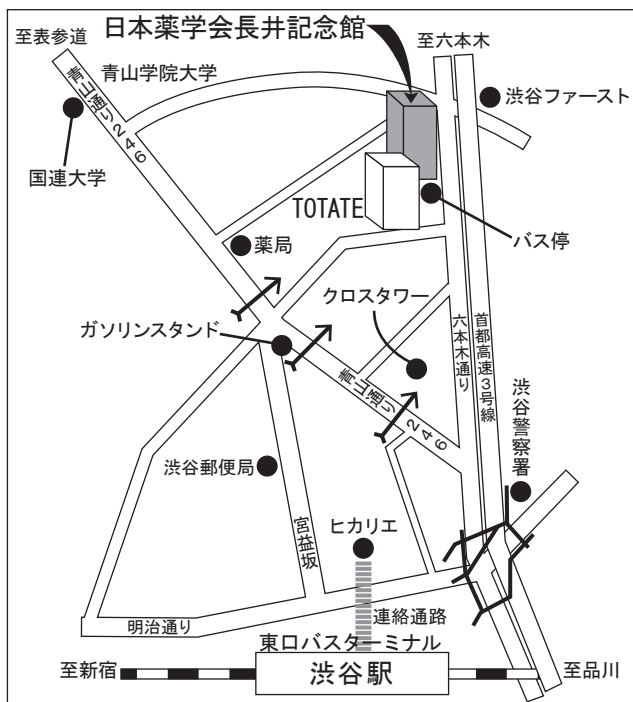
以上





# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都渋谷区渋谷 2-12-15  
日本薬学会長井記念館



## 交通機関

- JR山手線、東急東横線、東急田園都市線、京王井の頭線、東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線の渋谷駅下車（東口）徒歩8分
- JR渋谷駅東口、都営バス「学03 日赤医療センター行き」1つ目「渋谷3丁目」下車すぐ